

22保政第785号
平成22年10月28日

佐世保市長 朝長 則男 様

地方独立行政法人北松中央病院評価委員会
委員長 池田 高良

意見書

地方独立行政法人北松中央病院に係る第3期中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく地方独立行政法人北松中央病院評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第25条第1項の規定に基づく第3期中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。

以 上

地方独立行政法人 北松中央病院

第3期 中期目標（案）

佐世保市

前文

平成22年3月31日、佐世保市と北松浦郡江迎町(以下「旧江迎町」という。)が合併したことに伴い、旧江迎町が平成17年4月に設置した地方独立行政法人北松中央病院の設置者としての地位を佐世保市が承継した。

北松中央病院は昭和25年、民営の江迎高陵病院として開設され、昭和45年4月に、旧江迎町が地域の医師会を委託先として、日本初の公設民営の病院として設置した病院である。その後、市町村合併に伴い、地域医師会の再編などが行われ委託による経営が困難となったことから、平成17年4月1日、施行後1年となる地方独立行政法人法に基づき、日本で初めて地方独立行政法人による病院経営を行うこととなった。

北松中央病院は、北西から南東に伸びる佐世保市の北端に位置し、病院以北の県内(本土)自治体は松浦市と平戸市しか存在しないという環境にある。当該地域は法律上の過疎・辺地地域であり、北松中央病院は、これまでこの地域において一貫して地域医療を支え、また、救急の拠点病院として大きな存在感を示してきた。

現在、約25%^{※1}である佐世保市の高齢化率は、平成32年度には約30%^{※2}となる見込みで、中期的には当該地域においても一般診療における医療需要はますます大きくなると予測され、また、全国的な医師・看護師の不足や偏在に対応するためにも、本地域における公立病院による安定的な医療供給の重要性を改めて認識しなければならない。

生活習慣病の増加など疾病構造が変化し、患者の多様な医療ニーズが高まる中であって、病院は医療の専門化・分化を行い、良質な医療を効率的・効果的に提供すると同時に、この医療の水準を持続させなければならない。

北松中央病院は、迅速な意思決定・自律的かつ弾力的な経営ができる地方独立行政法人制度の特長を生かし、2次救急医療を含め、地域に必要とされる医療を安定的かつ効果的に提供するものとし、そのために必要な地域医療機関との連携、病院スタッフの能力向上、財務体質の強化等を積極的に推進していくものとする。

※1 平成21年度版佐世保市統計書 65歳以上:63,002人(高齢化率24.76%)

※2 国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口』(H20.12月推計)65歳以上:74,129人(高齢化率29.17%)

第1 中期目標の期間

第3期中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

(1) 地域の実情に応じた医療の提供

県北地域における人口の動向や高齢化の進展などによる疾病構造や地域医療ニーズの変化を踏まえ、合併後の佐世保地域を含めた県北圏域を中心とした区域に対して、適切な入院・外来診療体制を確保すること。また、診療科目ごとに適切な目標を設定し、その実現のためにスタッフが一丸となって取り組むこと。

(2) 高度・専門医療

各診療科目においては、可能な分野で高度化、専門性の強化を図り、そのために必要な高度医療機器を、計画的に更新・整備すると同時に、診療にあたるスタッフの能力向上に努め、地域における他の医療機関で担うことが困難な高度・専門医療を提供すること。

(3) 救急医療

医療関係機関等との連携及び役割分担を踏まえ、内科・外科ともにできる限り多くの救急搬送を受け入れ、初期及び2次救急医療の提供を行うこと。

(4) 生活習慣病(予防)への対応

生活習慣病(予防)のため、糖尿病予備軍への生活習慣改善指導を行うと同時に、特定健康診査・特定保健指導の実施に努めること。また、食事療法、運動療法等による血糖値管理などを行うと同時に、人工透析を行うことができる機能を継続して保有し、合併症の予防・治療にあたること。

(5) 感染症医療・災害対策

市民の命と健康に大きな影響を与える感染症について、感染症指定医療機関として先導的・中核的役割を果たすこと。

また、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備すること。そのために、十分な訓練を行い、迅速な対応が行えるよう体制を整備すること。

災害の発生にあたっては、必要となる医療救護活動を実施すること。

(6) 在宅への復帰支援

専門的な急性期及び回復期リハビリテーションを実施することにより、患者の早期の在宅復帰を支援すること。

(7) 介護保険サービス

通院が困難なものに対して、そのニーズに対応した在宅サービス(居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等)を提供すること。

2 医療水準の向上

(1) 医療スタッフの人材確保

地域に必要とされる医療を安定的に高い水準で提供するため、優秀な医師、看護師、その他のスタッフの確保に努めること。そのために必要となるスタッフ教育体制、診療環境の向上、育児支援等の充実を図り、魅力ある病院づくりに努めること。

(2) 医療スタッフの専門性及び医療技術の向上

看護師、コメディカルスタッフ^{※1}は、各々の専門分野において、積極的に関連する研修会・勉強会・学会に参加し、その専門知識の取得と技術の向上に努めること。また、必要に応じて或いは各職員の意欲により、専門資格の取得に努め、幅広い業務範囲に対応し、医療技術へのサポート体制を高めることにより効率的・効果的な病院経営に寄与すること。

※1 co-medical staff 医師や歯科医師の指示の下に業務を行う医療従事者

(3) 臨床研究及び治験の推進・医療の質の向上

臨床研究・治験について、専門グループによる研究・発表などに積極的に取り組み、その専門性を高め、医療の発展に寄与すること。

医療の質に関する客観的なデータの収集・分析などを通じて、質の高い医療を提供すること。

3 患者サービスの向上

(1) 待ち時間の改善

患者サービスを向上させるため、診察、検査、手術等の待ち時間の改善に努めること。

(2) 院内環境の快適性向上

患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。

(3) 患者満足度の向上・インフォームドコンセント

患者に対する満足度調査を引き続き定期的を実施し、患者のニーズ把握に努めると同時に、具体的な対応を迅速かつ確実にいき、患者満足度の向上に努めること。

患者を中心とした医療を展開するため、患者自らが医療の内容に納得するよう、インフォームドコンセント^{※1}の徹底に努めること。

※1 informed consent 患者が医師から治療法などを「十分に知らされたうえで同意」すること。

(4) 職員の接遇向上

温かく心のこもった職員の接遇・対応の一層の向上に努めること

(5) 医療安全対策の実施

患者および市民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、院内、院外を問わず医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

4 地域医療機関等との連携

(1) 地域医療機関との連携

地域の医療資源は限られており、それぞれの機能に応じて適切な役割分担と連携を図り、地域全体で適切なサービスを提供することが重要であることから、地域の医療機関との連携の強化・機能分担を図ること。また、標準的かつ効率的な医療を提供するため、クリティカルパス^{※1}の作成および適用を進め、質を確保しつつ効率的な医療が提供できる環境を整えること。

※1 critical path 診療経路。医師が示す、入院から退院までの治療計画表

地域連携クリティカルパス：急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画

(2) 地域医療への貢献

オープンカンファレンス^{※1}等、研修及び研究会の開催をはじめ、患者にとってのケアの連続性を重視し、質の高い医療の提供ができる仕組づくりに努め、地域医療に貢献すること。

また、保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、地域において必要とされる役割を積極的に果たすこと。

※1 open conference 地域の医療機関等が参加する研究会・勉強会

5 市の施策推進における役割

(1) 市の保健・医療・福祉行政との連携

佐世保市における保健・医療・福祉の各関連施策の推進にあたっては、積極的にこれに協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な運営管理体制の確立

(1) 効率的な業務運営

医療を取り巻く環境の変化に的確かつ迅速に対応するため、法人運営体制の機能を強化し、不断の業務運営の見直しを行うことにより、より一層の効率的な業務運営を行うこと。

(2) 事務部門の専門性の向上

医療保険・診療報酬制度など病院特有の事務に精通した職員を確保・育成することにより、専門性の向上を図ること。

(3) 職員満足度の向上

職員がやりがいや達成感をもって働くことができる職場環境の整備を行うこと。

(4) 医療人材の育成

看護師、薬剤師、理学療法士などの医療系学生に対する臨床研修の場としての役割を果たすよう努めること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

病床利用率の向上や医療制度の改正に的確に対処すること、さらに法人が保有する資源の有効活用により、収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の防止対策と早期回収に努めること。

(2) 費用の節減

後発医薬品の採用促進や医薬品・診療材料の購入方法の見直しなどにより材料費を抑制し、より一層の経費節減に努めること(ESCO事業などを検討し、光熱水費の節減に努めること)。

※1 Energy Service Company 省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、発注者の利益と地球環境の保全に貢献するビジネスで、省エネルギー効果の保証等により発注者の省エネルギー効果(メリット)の一部を報酬として受取る。

第4 財務内容の改善に関する事項

公的病院として地域に密着した医療を提供していくための経営基盤を確保するため、業務運営の改善及び効率化を推進し、中期目標期間中に経常収支比率を100%以上にし、資金運用バランスの健全化を維持すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

(1)財務体質の強化に関する特記

公営企業型地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第85条第2項のとおり独立採算を原則とされており、本市においても同条第1項の規定に基づき設立団体が負担するものとされているものを除いて、原則として負担しないということを踏まえ、さらなる財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

(2)法令・社会規範の遵守及び情報公開

地域住民に信頼される病院として、地域医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。

また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。